

別表十二(二)

「4」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 新事業開拓事業者投資損失準備金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度		・	・	法人名	(	)	円
投資事業有限責任組合の名称	1			当期積立額	4		
特定新事業開拓投資事業計画の認定を受けた日	2	平	・	積立限度額の適用事業年度終了の時に 有する新事業開拓事業者の 株式の帳簿価額の合計額	5		
				積立限度額 (5) $\times \frac{80}{100}$	6		
認定特定新事業開拓投資事業計画の実施期間	3	平 平	・ ・	積立限度超過額 (4) - (6)	7		

法 0301-1202

別表十二(二) 平二十六・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

「4」欄

新事業開拓事業者投資損失準備金の損金算入を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄:「第55条の2第1項」※1又は「第55条の2第4項」※2
 ② 「区分番号」欄:「00542」
 ③ 「適用額」欄:当該別表十二(二)「4」欄の金額(当該金額が同表「6」欄の金額を超える場合には、同欄の金額(円単位))

※1 ※2に該当するもの以外

※2 企業組織再編成に伴い、損金算入の適用を受ける場合